

議会運営委員会会議録

平成27年6月8日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:17

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 6月16日(火)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 6月19日(金)午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 6月19日(金)午後5時
- 5 その他
 - (1) 本会議並びに委員会において説明員を指名する際に略称を用いることについて
 - (2) 次回委員会予定 6月23日(火)本会議終了後

○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成27年第4回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」と「議案第98号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、配付しています「平成27年度補正予算資料」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、表の下のほうに記載していますように、主に当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費につきまして、一般会計で8億4159万5千円、特別会計は、学校給食事業特別会計のみの補正で、50万円、合計で8億4209万5千円を補正するものでございます。

2ページ以降に補正予算の概要等について記載しています。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、番号が飛びますが、議案第111号の「平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)」の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

別に配付しています「平成27年5月31日専決と記載しています補正予算資料」で説明いたします。

1ページをお願いします。

表の下のほうに記載していますように、小型自動車競走事業特別会計の平成26年度決算に伴う17億9210万9千円の繰上充用に係る関連経費について補正するもので、補正額は、64億5400万円を計上しています。

内容の説明は、省略させていただきます。以上が、予算関係の議案でございます。

続きまして、予算関係以外の議案について、説明いたします。

配付しています「議案概要」で、説明いたします。

「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、合併10周年にあたり、市の歌を制定するため、その審議、審査を行う附属機関を設置するものでございます。

「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、公募型プロポーザル方式により庄内温泉筑豊ハイツの移譲先を選定するため、その審議、審査を行う附属機関を設置するものでございます。

「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、市民税、固定資産税等の減免申請期限を「納期限前7日前」としていたものを「納期限」までに延長し、旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例措置を廃止して、平成31年4月1日までに段階的に税率を引き上げ、また、確定申告等の手続きの際に法人番号や個人番号の記載を義務付けるものでございます。

「議案第102号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、国民健康保険税の減免申請期限を「納期限前7日前」としていたものを「納期限」までに延長するものでございます。

「議案第103号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、保育所の統合に伴い、新たに菰田保育所を設置し、現在の菰田保育所と徳前保育所を平成28年3月31日限りで廃止するものでございます。

「議案第104号 契約の締結」につきましては、颯田排水ポンプ場新設機械工事について、「サノ・テクノ株式会社」と1億4580万円で請負契約を締結するものでございます。

2ページをお願いいたします。

議案第105号と第106号の2件の「財産の譲渡」につきましては、中央団地3と中央東団地の自治公民館建物を地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第107号 財産の取得」につきましては、消防団の飯塚方面隊第8分団坂の下分隊と筑穂方面隊第2分団第2部に消防ポンプ自動車を配備するもので、取得価格は3769万2千円、契約の相手方は「株式会社 ナカムラ消防化学」でございます。

「議案第108号 財産の取得」につきましては、職員用の情報ネットワークの端末機器を整備するもので、取得価格は9180万円、契約の相手方は「株式会社 玉置」でございます。

3ページをお願いいたします。

議案第109号と第110号の「市道路線の廃止、認定」につきましては、中心市街地活性化事業での区画整理事業、鎮西小中一貫校建設等に伴い5つの路線を廃止し、13の路線を認定するものでございます。

報告第6号から次のページの第21号までの16件の報告ですが、「市営住宅の管理上必要な調停の申立て」と「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」2件の専決処分、平成26年度の「一般会計、学校給食事業特別会計、病院事業会計の継続費繰越計算書」、「一般会計、学校給食事業特別会計の繰越明許費繰越計算書」、「一般会計の事故繰越計算書」、「水道事業会計の予算繰越」、土地開発公社、教育文化振興事業団、サンビレッジ茜の「平成26年度の決算」、「平成27年度の事業計画及び予算」につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えています。

以上で、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。議案書の議案第111号、専決処分の承認 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）について、お尋ねします。

63ページに専決処分の承認という項目が立っているわけですが、説明省略されたところに入っているかと思うんですが、地方自治法の第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したということなんですけれども、この規定によってですね、どういう判断をしたのかというところを聞かせてもらってもいいですか。

○経済部長

先ほど、説明の中で若干ございましたけれども、26年度の決算によりまして、17億9200万円あまりの赤字決算を行っておりますので、新年度よりの繰上充用ということで、緊急にその充用をする必要があったもので、専決処分を行ったものでございます。

○川上委員

5月18日から25日まで臨時議会をしたんですよね、議会としては。それで、もし5月18日以前に専決処分したのであれば、この臨時議会に報告承認を求めるということになったと思うんですが、専決処分日が5月31日になっていますね。この5月31日というのは、5月18日以前の、つまり臨時議会以前というわけにいなかったのかどうかね、お尋ねをします。

○経済部長

失礼しました。5月31日出納閉鎖するまでの間ということでございますので、出納閉鎖が終わり次第専決処分を行ったということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。

議案第97号は総務委員会に、議案第98号は市民文教委員会に、議案第99号は総務委員会に、議案第100号は経済建設委員会に、議案第101号は総務委員会に、議案第102号及び103号、以上2件は、厚生委員会に、議案第104号は経済建設委員会に、議案第105号から108号までの4件は、総務委員会に、議案第109号から111号までの3件は、経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に報告第6号から21号までの16件につきましては、本会議最終日に報告、質疑と考えております。

以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております「平成27年第4回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

まず、会期につきましては、6月15日から7月6日までの22日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、お手元に配付しております会期日程(案)に記載のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載のとおり、一般質問通告締切日は6月16日・火曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願の提出締切りは、6月19日・金曜日、午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、「説明員の指名に略称を用いることについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております資料に記載しておりますとおり、議長ならびに委員長は会議に際して説明員の役職名を指名いたしますが、職名が長く指名しづらい職名がございますので、それらにつきましては、会議の円滑な進行のため、略称を用いることが出来ることとするものでございます。

また本件につきましては、説明員が発言を求める際にも同様に自身の役職名を略称で名乗ることが出来るものとするものでございます。

なお、会議においては略称を用いますが、会議録におきましては略称を正式な職名に置き換えて調製いたしますのでご了承願います。

本件につきましては、6月15日の本会議より運用していただいております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、次回の委員会は6月23日(火)の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いたします。

本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。